

○日常生活用具種類一覧

区分	種 目	給付対象者	性 能	耐用 年数	基準額 (単 位：円)
給付	特殊寝台	1 下肢又は体幹機能 障害２級以上の障害 者 2 寝たきりの状態に ある難病患者等	腕又は脚の訓練ができる 器具を付帯し、原則として 使用者の頭部及び脚部の 傾斜角度を個別に調整で きる機能を有するもの	８年	154,000
	特殊マッ ト	1 下肢又は体幹機能 障害１級（児童の場合 は、２級以上）及び知 的障害児・者として判 定された障害の程度 が重度又は最重度で あって、原則として３ 歳以上のもの 2 寝たきりの状態に ある難病患者等	褥瘡の防止又は失禁等によ る汚染又は損耗を防止 できる機能を有するもの	５年	19,600
	特殊尿器	1 下肢又は体幹機能 障害１級の障害児・者 で、原則として学齢児 以上のもの 2 自力で排尿できな い難病患者等	尿が自動的に吸引される もので、障害児・者、難病 患者等又は介護者が容易 に使用できるもの	５年	67,000
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害 ２級以上の障害児・者 で、原則として３歳以上 のもの（入浴に当たって 家族等他人の介助を要 する者に限る。）	障害児・者を担架に乗せた ままリフト装置により入 浴させるもの	５年	82,400
	体位変換 器	1 下肢又は体幹機能 障害２級以上の障害 児・者で、原則として	介助者が容易に使用でき るもの	５年	15,000

	学齡児以上のもの 2 寝たきりの状態にある難病患者等 (ただし、下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する障害児・者又は難病患者等に限る。)			
移動用リフト	1 下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児・者で、原則として3歳以上のもの 2 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者	介護者が重度身体障害児・者又は難病患者等を移動させるに当たって、容易に使用できるもの(天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。)	4年	159,000
訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児で、原則として3歳以上のもの	原則として付属のテーブルを付けるものとする	5年	33,100
訓練用ベッド	1 下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児で、原則として学齡児以上のもの 2 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等	腕又は脚の訓練のできる器具を備えたもの	8年	159,200
入浴補助用具	1 下肢又は体幹機能障害児・者で、入浴に介助を必要とするもので、原則として3歳以上のもの 2 入浴に介助を要する難病患者等	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害児・者又は難病患者等又は介助者が容易に使用できるもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	90,000

	便器	1 下肢又は体幹機能障害 2 級以上の障害児・者で、原則として学齢児以上のもの 2 常時介護を要する難病患者等	障害児・者又は難病患者等が容易に使用できるもの（手すりを取り付けることができる。）。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8 年	4,450
	頭 部 保 護 帽	下肢・体幹・平衡機能・移動機能障害で、歩行困難若しくは歩行が不安定なもの又は知的障害児・者として判定された障害の程度が重度又は最重度であるもので、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3 年	ス ポ ン ジ・革製 15,200 ス ポ ン ジ・革・ プ ラ ス チ ッ ク 製 36,750
	歩 行 補 助 つえ	下肢機能若しくは体幹機能又は平衡機能に障害を有し、原則として3歳以上のもの	T字又は棒状のもの（夜光材を付帯することができる。）	3 年	3,000 夜 行 材 付 と し た 場 合 は、410 円（全面 夜 行 材 付 と し た 場 合 は 1,200 円）増し とする。

移動・移乗 支援用具	1 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする障害児・者で、原則として3歳以上のもの 2 家庭内の移動等において介助を必要とする難病患者等	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 (ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。) ア 障害児・者又は難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具	8 年	60,000
特殊便器	1 上肢障害2級以上及び知的障害児・者として判定された障害の程度が重度又は最重度であり、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難である原則として学齢児以上のもの 2 上肢機能に障害のある難病患者等	足踏ペダルにより温水温風を出すことができるものの及び知的障害児・者又は難病患者等を介護している者が容易に使用できるもので温水温風を出すことができるもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8 年	151,200
火災警報器	身体障害等級2級以上及び知的障害児・者として判定された障害の程度が重度又は最重度であるもの(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害児・者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8 年	15,500

自動消火器	1 身体障害等級2級以上及び知的障害児・者として判定された障害の程度が重度又は最重度であるもの 2 難病患者等 (ただし、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害児・者又は難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火できるもの	8年	28,700
電磁調理器	視覚障害2級以上の障害者(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)及び知的障害者として判定された障害の程度が重度又は最重度であつて、18歳以上のもの	容易に使用できるもの	6年	41,000
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の障害児・者で、原則として学齢児以上のもの	視覚障害児・者が容易に使用できるもの	10年	7,000
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級の障害者(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年	87,400
透析液加温器	腎臓機能障害3級以上の障害児・者で、自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行うもの	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	51,500

ネブライザー	1 呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の障害児・者で、原則として学齢時以上のもの(呼吸器機能障害以外の者は意見書により必要と認められるもの) 2 呼吸器機能に障害のある難病患者等	障害児・者、難病患者等又は介護者が容易に使用できるもの	5 年	36,000
電気式たん吸引器	1 呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の障害児・者で、必要と認められるもので、原則として学齢児以上のもの(呼吸器機能障害以外の者は意見書により必要と認められるもの) 2 呼吸器機能に障害のある難病患者等	障害児・者、難病患者等又は介護者が容易に使用できるもの	5 年	56,400
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行うもの	障害者が容易に使用できるもの	10 年	17,000
盲人用体温計(音声式)	視覚障害 2 級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)の障害児・者で、原則として学齢児以上のもの	容易に使用できるもの	5 年	9,000
盲人用体重計	視覚障害 2 級以上の障害者(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障害者が容易に使用できるもの	5 年	18,000

携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害児・者又は肢体不自由児・者で、発声・発語に著しい障害を有するもので、原則として学齢児以上のもの	携帯式でことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害児・者が容易に使用できるもの	5 年	98,800
情報・通信支援用具	上肢機能又は視覚機能障害児・者で、原則として3歳以上のもの	障害児・者が容易に使用できるパーソナルコンピュータの周辺機器若しくはアプリケーションソフト	5 年	100,000
点字ディスプレイ	視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級以上の障害者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことができるもの	6 年	383,500
点字器	視覚障害児・者	容易に使用できるもの（点筆を付帯することができる。）	標準型 7 年 携帯用 5 年	10,400
点字タイプライター	視覚障害2級以上の障害児・者（本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれるものに限る。）	容易に使用できるもの	5 年	63,100
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上の障害児・者で、原則として学齢児以上のもの	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害児・者が容易に使用し得るもの	6 年	録音再生機 85,000 再生専用機 35,000

視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害２級以上の障害児・者で、原則として学齢児以上のもの	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用できるもの	６年	99,800
視覚障害者用拡大読書器	本装置により文字等を読むことが可能になる視覚障害児・者で、原則として学齢児以上のもの	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	８年	198,000
盲人用時計	視覚障害２級以上の障害者	視覚障害者が容易に使用できるもの	１０年	13,300
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害児・者又は発声・発語に著しい障害を有するもの（コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの）で、原則として学齢児以上のもの	一般の電話に接続することができるもので、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障害児・者が容易に使用できるもの	５年	71,000
聴覚障害者用情報受信装置	本装置によりテレビの視聴が可能になる聴覚障害児・者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害児・者が容易に使用できるもの	６年	88,900

	人工喉頭	音声機能障害児・者で喉頭を摘出したもの	容易に使用できるもので、電動式若しくは笛式のもの	笛式 4年 電動式 5年	笛式 5,000 気管カニューレ付とした場合は3,100円増しとする。 電動式 70,100
	点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者	点字により作成された図書で、月刊や週間等で発行される雑誌を除く。	—	—
	ストーマ用装具	膀胱又は直腸機能障害の障害児・者で、ストーマを造設したもの	尿・便を処理するためのもの（皮膚保護剤を付帯することができる）	—	消化器系 8,900 尿路系 11,700 （価格は各々1か所当たりの皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む月額）

	紙オムツ等	原則として3歳以上で、次に該当するもの 1 高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のあるもの 2 脳原性運動機能障害により意思表示が困難であるもの 3 体幹機能障害2級以上の障害児・者 4 1～3と同程度の障害のある難病患者等 ※体幹機能障害以外の者は意見書により必要と認められるものに限る。	次のいずれかの物とする。 ア 紙オムツ（テープ留めタイプ、パンツタイプ、シートタイプ、パットタイプ等） イ 脱脂綿、サラシ、ガーゼ ウ 洗腸装具	—	月額 12,000
	収尿器	下肢又は体幹機能障害を有し、排尿障害のあるもの	容易に使用できるもの	1年	男性用 7,700 女性用 8,500

	住 宅 改 修 費	1 下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者であって、障害等級３級以上のもの。ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害２級以上の者 2 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等	障害者又は難病患者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	—	200,000
	動 脈 血 中 酸 素 飽 和 度 測 定 器 （パルス オキシメ ーター）	呼吸器機能障害、心臓機能障害又は同程度の身体障害を有する障害者等で在宅酸素療法を行っている者又は人工呼吸器を常時使用している者（呼吸器機能障害、心臓機能障害以外の者は意見書により必要と認められるもの。）	動脈血中の酸素飽和度を測定できるものであって、障害者等が容易に使用し得るもの	5 年	42,000

	自家発電機	1 呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障害児・者で、ネブライザー、電気式たん吸引器又は人工呼吸器のいずれかを使用しているもの(呼吸器機能障害以外の者は意見書により必要と認められるもの) 2 呼吸器機能に障害のある難病患者等	AC100V(正弦波)の出力が でき、人工呼吸器用のバッテリー等を充電できるもの	10年	100,000
	人工呼吸器用バッテリー	1 呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障害児・者で人工呼吸器を使用しているもの(呼吸器機能障害以外の者は意見書により必要と認められるもの) 2 呼吸器機能に障害のある難病患者等	使用している人工呼吸器専用のバッテリー(充電器及びインバーター等を含める)	5年	100,000
	外部バッテリー、ポータブル電源	1 呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障害児・者で、ネブライザー、電気式たん吸引器又は人工呼吸器のいずれかを使用しているもの(呼吸器機能障害以外の者は意見書により必要と認められるもの) 2 呼吸器機能に障害のある難病患者等	AC100V(正弦波)の出力が でき、使用する医療機器の消費電力(W)に対応できるもの	5年	50,000

	人工内耳スピーチプロセッサ（買替え）	聴覚障害により人工内耳埋込手術を受けている障害児・者で、医療保険の適用となる体外装置を装用後 5 年を経過しているもの	耳にかけたマイクから拾った音を電気信号にかえ、内耳の電極に無線で送るもので、障害者等が容易に使用し得るもの	5 年	350,000 (付属品を含む)
貸与	福祉電話	難聴者又は外出困難な身体障害者（原則として 2 級以上）であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの及びファックス被貸与者（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	障害者が容易に使用し得るもの	—	—
	ファックス	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害 3 級以上であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者（電話（難聴者用電話を含む。）によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	障害者が容易に使用し得るもの	—	—

（注） 1 脳原性運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じて取り扱うものとする。

2 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計及び聴覚障害者用屋内信号灯を含む。